

資料 3 - 1

有機加工飼料の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、有機加工飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機加工飼料の生産の原則）

第2条 有機加工飼料の生産の原則は、原材料である、~~有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）以下同じ）~~第3条に規定する有機農産物をいう。~~（以下「有機農産物」という。）~~、~~有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）第3条に規定する有機加工食品をいう。以下同じ）~~（以下「有機加工食品」という。）~~有機農産物飼料（有機農産物飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第〇条に規定する有機農産物飼料をいう。以下同じ。）~~及び有機乳（有機畜産物の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第〇条に規定する有機畜産物である乳をいう。以下同じ。）（以下「有機畜産物」という。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とすることとする。

（定義）

第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
飼料	家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。
有機加工飼料	次条の基準を満たす方法により生産された飼料をいう。
有機乳	<u>有機畜産物のうち乳をいう。</u>
組換えDNA技術	<u>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。</u>
有機飼料用農産物	<u>飲食料品以外の農産物であって、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日本農林規格第2条及び第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物の日本農林規格第4条のほ場等の条件の基準中の2の(1)の「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に適合して生産された農産物をいう。</u>
飼料添加物	<u>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。</u>
サイレージ	<u>牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。</u>

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないのみを使用していること。 (1) 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されている有機農産物、有機加工食品（乳及び乳製品以外の畜産物を原材料とするものを除く。以下同じ。）、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳もの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第15条により格付けされたものにあつてはこの限りではない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品（ただし、畜産物を原材料とするものにおいては、乳製品に限る。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料 (2) その加工飼料を製造し又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第14条又は第15条により格付された有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳であつて格付の表示が付されていないもの 2. 有機飼料用農産物 (3) 3 (1) 1 及び (2) 2 以外の農畜産物（乳以外の畜産物、原材料として使用した有機農産物及び有機乳と同一の種類の農畜産物、放射線が照射されたもの並びに組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものを除く。）ただし、以下に掲げるものを除く。 (1) 乳以外の畜産物 (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳及び有機飼料と同一の種類の農畜産物 (3) 放射線が照射されたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの (4) 4 水産物（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。以下同じ。） (5) 5 (3) 3 又は (4) 4 の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品及び放射線が照射食品されたものを除く。以下同じ。） (6) 6 食塩 (7) 7 水 (8) 8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）又は並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来する炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸であつて、のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの (9) 9 飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28

	年法律第8-5号）第2条第8項に規定する飼料添加物をいう。以下同じ。）のう ち天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、（抗 生物質以外のもの（及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） （10）1.0 通常の方法によっては（9）9に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合 には、当該飼料添加物に類似する飼料添加物（飼料の栄養成分その他の有効 成分の補給のために用いられるものに限り、組換えDNA技術を用いて生産製造 されたものを除く。）
原材料の使用割合	1 原材料（食塩及び水を除く。）の重量に占める有機農産物、有機加工食品、有 機農産物飼料、有機加工飼料及び有機乳以外の農産物、畜産物及び水産物並びにこ れらの加工品原材料の基準の3、4及び5に規定するものの重量の割合が5%以下 であること。 2 飼料添加物の使用は、当該有機加工飼料を製造し又は加工するために必要な最 小限度のものであること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、原材料の項基準の（9）9及び（10）1.0に規定する飼料 添加物を必要な最小限度で使用する場合を除き、物理的方法又は生物の機能を利用 した方法（使用する飼料添加物以外の酵素等は、組換えDNA技術を用いて生 産されたもの以外のものに限り、を利用した方法を除く。以下同じ。）によること （ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1に掲げる調整用等資材 （製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限り、組換 えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。） 2 放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除に使用する薬剤は、別表に掲げるもののみを使用すること。別表 に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止され ていること。物理的方法又は生物の機能を利用した方法によること（物理的方法又は 生物の機能を利用した方法のみによつては効果が不十分な場合には、別表2に掲 げる薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用され ていること。） 4 別表2に掲げる薬剤を使用する場合には、原材料及び製品への混入が防止され ていること。 45 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機 加工飼料及び有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品とが混合する おそれのないよう混入しないように管理されていること。 56 原材料の基準、原材料の使用割合の基準及びその項1から45までの基準に 従つて製造され、又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤資材 により汚染されないように管理されていること。

（表示の基準）

第5条 有機加工飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機加工飼料」又は「オーガニック飼料」
- (2) 「有機飼料〇〇」又は「〇〇（有機飼料）」
- (3) 「オーガニック飼料〇〇」又は「〇〇（オーガニック飼料）」

（注）「〇〇」には、その飼料の一般的な有機加工飼料の名称を記載すること。

2 前項の規定にかかわらず、転換期間中有機農産物若しくは転換期間中有機農産物飼料又は転換期間

中有機農産物若しくは転換期間中有機農産物飼料を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、手前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載することとする。

別表 1

調整用等資材	基 準
海塩 岩塩 酵母 酵素 ホエイ 砂糖又は糖みつ等の砂糖製品 はちみつ 乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌及びプロ ピオン酸菌又はこれから作られた 天然の酸	

別表 2

薬 剤	基 準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであること。
デリス乳剤	
デリス粉	
デリス粉剤	
なたね油乳剤	
マシン油エマルジョン	
マシン油乳剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び	
重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬及び生物農薬製	

剤	
性フェロモン剤	
誘引剤	
忌避剤	
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
カゼイン石灰	展着剤として使用する場合には限ること。
パラフィン	展着剤として使用する場合には限ること。
ヨウタヌ水和剤	
三酸化炭素剤	保管施設で使用する場合には限ること。
ケイソウ土剤	保管施設で使用する場合には限ること。
食酢	
除虫菊抽出物	<u>共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</u>
植物及び動物油	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ゼラチン	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
カゼイン	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
こうじかび菌由来の発酵産物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
シイタケ菌糸体抽出物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
クロレラ抽出物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
キチン	<u>天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ミツロウ	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
珪酸塩鉱物	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ケイソウ土	
ベントナイト	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
珪酸ナトリウム	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹸（軟石鹸）	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
エタノール	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ホウ酸	<u>捕虫器に使用する場合には限ること。</u>
性フェロモン	<u>昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>

（注）薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

(参考)

有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）一部改正新旧対照表（案）

改	正	案	現	行								
有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、有機農産物（食用に供されるものに<u>限る。</u>）の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機農産物の生産の原則) 第2条 有機農産物の生産の原則は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (定義) 第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。												
<table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>有機農産物</td><td>次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。</td></tr><tr><td>使用禁止資材</td><td>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td></tr><tr><td>組換えDNA技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。</td></tr></table> (生産の方法についての基準) 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。					用語	定義	有機農産物	次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。	使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。
用語	定義											
有機農産物	次条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。											
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。											
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。											
<table><tr><th>事項</th><th>基準</th></tr><tr><td>ほ場等の条件</td><td>1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては<u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。</td></tr></table>					事項	基準	ほ場等の条件	1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては <u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。				
事項	基準											
ほ場等の条件	1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては <u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。											

有機農産物の日本農林規格 (目的) 第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機農産物の生産の原則) 第2条 有機農産物の生産の原則は次のとおりとする。 (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。 (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。 (定義) 第3条 この規格において、有機農産物とは、第4条の基準を満たす方法により生産された農産物をいう。								
(生産の方法についての基準) 第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。								
<table><tr><th>事項</th><th>基準</th></tr><tr><td>ほ場等の条件</td><td>1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては<u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。</td></tr></table>					事項	基準	ほ場等の条件	1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては <u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。
事項	基準							
ほ場等の条件	1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあっては <u>その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> 2 次のいずれかによること。							

ほ場における 肥培管理	(1) 多年生の植物から收穫される農産物にあってはその最初の收穫前に3年以上、それ以外の農産物にあっては<u>は種又は植付け前に2年以上</u>（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されているほ場において新たに農産物の生産を開始した場合には種又は植付け前1年以上）の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の基準及びほ場における有害動植物の生産の基礎に基き農産物の生産が行われているほ場であること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。）については收穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の基準及びほ場における有害動植物の防除の基礎に基き農産物の生産が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場に、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。
ほ場には種する 種子又は植え付 ける苗等	当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する<u>たい肥</u>の施用その他の当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場又はその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合には、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る。）のみを使用していること。）。) 1 ほ場には、次の種子及び苗等（苗、苗木、種木、苗木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること（は種され、又は植え付けられた作物において食用新芽の生産を目的とする場合には、(1)の種子及び苗等に限る。）。) (1) ほ場等の条件の基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準、一般管理の基準及び収獲、輸送、選別、調製、貯蔵、包装その他の收穫以後の工程に係る管理の基準に適合するもの (2) (1)の種子及び苗等の入手が困難な場合には、使用禁止資材が使用されていないもの (3) (1)及び(2)の種子及び苗等の入手が困難な場合には、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等 2 組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
ほ場における有	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理

ほ場等における 肥培管理	(1) 多年生作物（牧草を除く。）を生産する場合にあってはその最初の收穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては<u>播種又は植付け前に2年以上</u>（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合には播種又は植付け前1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場には播種又は植付けする種子の基礎に基き農産物の防除の基礎に基き農産物の栽培が行われているほ場であること。 (2) 転換期間中のほ場（(1)に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1)に規定する要件を満たさないものをいう。）については收穫前1年以上の間、以下に掲げるほ場における肥培管理の基準、ほ場には播種又は植付けする種子の基準及びほ場における有害動植物の防除の基礎に基き農産物の栽培が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、農産物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。
ほ場には播種又は 植付けする種子	当該ほ場等（ほ場及び採取場をいう。以下同じ。）において生産された農産物の残さに由来する<u>堆肥</u>の施用その他の当該ほ場若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合には、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。）。) 1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種子（種子、苗、苗木、種木、苗木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合にはこの限りではない。 2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。
ほ場等における	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理

害動植物の防除	の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。物理的防除（光、熱、音等）を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。又はこれらを適切に組み合わせる方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）のみが使用されていること。）。
一般管理	1 土壌又は植物には、使用禁止資材を施してはならない。 2 育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、その用土として次の(1)から(3)までに掲げるもののみを使用するとともに、ほ場等の条件の基準の1に掲げる基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準及び1に掲げる基準に準じた管理が行われていること。 (1) ほ場等の条件の基準を満たすほ場等（ほ場及び採取場をいう。）の土壌 (2) 過去3年以上使用禁止資材が周辺から飛来又は流入せず、かつ使用されない一定の区域で採取され、かつ、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 (3) 別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 ほ場等の条件の基準、ほ場における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の基準、ほ場における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準（以下「ほ場等の条件等の基準」という。）に従って生産された農産物以外の農産物が混入しないように管理されていること。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。）によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによつては効果が不十分な場合には、有害動植物の防除に使用される資材として別表2に掲げる農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）別表2に掲げる薬剤（薬剤を使用する場合にあっては、農産物への混入が防止されていること。）。のみが、農産物の品質の保持改善に使用される資材として別表3に掲げる調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質を添加していないもの）に限り、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。）。 3 放射線照射が行われていないこと。 4 ほ場等の条件等の基準及び1から3までの基準に従って生産された農産物が農

有害動植物の防除	の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。物理的防除（光、熱、音等）を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うこと（をいう。）。又はこれらを適切に組み合わせる方法のみにより実施されていること（農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。）。	輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理
	1 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては有機農産物以外の農産物が混入しないように管理されていること。 2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。 3 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないこと。	

	薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理されていること。
--	---------------------------------------

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区分	基準	準
表示の方法	[略]	

附 則

- この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格第4条の表中は場に播種又は植付ける種苗の基準の1のただし書については、この告示の公布の日から起算して5年を経過するまでは、なお従前の例によることができる。
- この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでは、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表中一般管理の基準の2の(2)中「過去3年以上使用禁止資材」とあるのは、「使用禁止資材」と読み替えるものとする。

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基準	準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 食品及び繊維産業からの有機質副産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の加工資材 発酵した食品廃棄物由来の資材	[削る] 家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。	

	いように管理されていること。
--	----------------

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区分	基準	準
表示の方法	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機農産物」 (2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」 (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」 (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」 (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 (注)「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。 2 前項の規定にかかわらず採取場において採取された農産物にあっては前項の(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては前項に定めるところにより記載する名称の前後又は後に「転換期間中」と記載すること。	

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基準	準
農産物及びその残さに由来する堆肥 家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥 食品製造等に由来する堆肥 生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 化学的に合成された物質を添加していないものであること。 化学的に合成された物質を添加していないものであること。	

パーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
グアノ	[削る]
乾燥藻及びその粉末	[削る]
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	にがりを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
[略]	[略]
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	[削る]
生石灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものの（苦土生石灰を含む。）であること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものの（土壌改良資材として使用する場合は、育苗用土として使用する場に限る。）であること。
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

パーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
魚かす粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中90 mg 以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的合成された物質を添加していないものであること。
微量元素	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ペントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。

3-1-1

パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
〔略〕 鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩化ナトリウム	採掘若しくは海水から化学的方法によらず生産したものであること。 〔略〕
〔削る〕 塩化カルシウム	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（ <u>燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものを除く。</u> ）であり、かつ病虫害の防除効果を有しないことが客観的に明らかなるものであること。

別表 2

別表 2

農	薬	基	準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤			
除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブ			

パーライト	と。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
ゼオライト	と。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
バーミキュライト	と。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
けいそう土焼成粒	と。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
塩基性スラグ 鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
熔せりりん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 <u>化学的に合成された物質を添加していないものであること。</u>
塩化ナトリウム	と。 採掘された塩であること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1 k g 中9 0 m g 以下であるものであること。
さらし粉	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたものに <u>限る。</u> ）で化学的に合成された物質を添加していないものであること。
その他の肥料及び土壌改良資材	

トキサイドを含まないものに限ること。	[削る] [削る] [削る] [略] [略] [略] 大豆レシチン・マシンの油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド剤 メタアルデヒド粒剤 [略] [略] [略] [略] 硫黄・大豆レシチン水和剤 石灰硫黄合剤 [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] 性フェロモン剤	[削る] [削る] [略] [略] [削る] [削る] [略] 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 [略]
捕虫器に使用する場合に限ること。	[略] [略] 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。	[削る] [削る] カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 [略] [略]

デリス乳剤 デリス粉 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤	硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤	シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶液及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤	ポルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ポルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物液剤 混合生葉抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤	二酸化炭素剤 ケイソウ土剤 食酢	展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。	展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。

(注) 農薬の使用に当たっては、農薬の容器等に表示された使用方法を遵守すること。
別表 3

